**平成２２年（フ）第１７７８号**
福岡県春日市日の出町４丁目27番地コーポ聖徳206号
債務者　梅田　公子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１７９７号**
福岡市西区周船寺３丁目16番１―410号
債務者　福嶋　誠二
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１８００号**
福岡県春日市弥生３丁目42番地２グリーンマンション春日弥生501号
債務者　大西　州子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１８１５号**
福岡県糸島市泊1573番地２
債務者　宮崎　重臣
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１８１６号**
福岡県糸島市泊1573番地２
債務者　宮崎久美子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１８１７号**
福岡県糸島市泊1573番地２
債務者　宮崎　美穂
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１８１８号**
福岡県糸島市前原駅南２丁目９番22―1107号
債務者　宮尾真由美
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１８６２号**
福岡県糟屋郡新宮町美咲２丁目２番３号
債務者　服部　芳子（旧姓永松）
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１８８２号**
福岡市西区愛宕南１丁目２番18―101号
債務者　青柳愼太郎
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１８８４号**
福岡県大野城市中央１丁目13番８号
債務者　川津　英二
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１８９９号**
福岡県春日市紅葉ヶ丘東５丁目３番地
債務者　原　　純子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１９０４号**
福岡県宗像市城西ヶ丘３丁目11番地５
債務者　青谷　弘子（旧姓米倉）
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１９１１号**
福岡市早良区四箇田団地28番101号
債務者　山口　直哉
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１９１２号**
福岡市東区城浜団地68番305号
債務者　馬場　玲子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１９１６号**
福岡市博多区千代３丁目18番３―309号
債務者　川口　靖之
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１９２３号**
福岡市博多区住吉５丁目10番24号
債務者　扇　智恵子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１９３３号**
福岡市東区筥松３丁目２番13号
債務者　麻生　浩和
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１９５７号**
福岡県太宰府市観世音寺１丁目11番15号コンフォート吉塚Ⅱ B202号
債務者　内野　順子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部